

給与等の差押可能額計算書

作成日

いちき串木野市役所税務課管理収納係 宛
 電 話 0996-33-5615 (直通)
 F A X 0996-33-3300

会社名
 部署名
 担当者
 電 話

給与等支給日

	区 分	金 額	摘 要
給料等の金額	基本給に相当する金額 扶養手当日当直料通勤手当等 時間外勤務手当等	円	
	計	① 0	1,000円未満切り捨て
差	給与等から差引かれる 所得税額	源泉所得税額	
	計	② 0	1,000円未満切り上げ
押	給与等から差引かれる住民税額		
	計	③ 0	1,000円未満切り上げ
禁	給与等から控除される社会保険料の額		
	計	④ 0	1,000円未満切り上げ
止	滞 納 者	100,000	本人分100,000円
	生活保障費 生計を一にする配偶者及び他の親族等	計	45,000円*親族数
額	体 面 維 持 費	⑤ 100,000	
	{① - (②+③+④+⑤)} * 20 / 100	⑥	ただし、⑤の金額の2倍を超えるときはその2倍の金額とする。
	差押禁止額 ②+③+④+⑤+⑥	⑦ 100,000	1,000円未満切り上げ
	差 押 可 能 金 額 ① - ⑦ (いちき串木野市へ支払うべき金額)		1,000円未満切り捨て

※振込(納付)手数料が発生する場合、滞納者負担となりますのでご承知おきください。

※給与の差押禁止・・・国税徴収法第76条第1項、同法施行令第34条

納付(予定)日

給与等の差押可能額計算書（記入例）

作成日 令和5年1月25日

いちき串木野市役所税務課管理収納係 宛
 電 話 0996-33-5615（直通）
 F A X 0996-33-3300

会社名 株式会社 ○○○
 部署名 人事課
 担当者 串木野 税務
 電 話 ☆☆-□□-△△

給与等支給日 令和5年1月10日

	区 分	金 額	摘 要
給料等の金額	基本給に相当する金額	250,000	
	扶養手当日当直料通勤手当等	6,000	
	時間外勤務手当等	10,000	
	計	① 266,000	1,000円未満切り捨て
差	給与所得についての源泉所得税額	15,000	
	給料等から差引かれる所得税額	0	
	計	② 15,000	1,000円未満切り上げ
押	給料等から差引かれる住民税額	10,000	
		③ 10,000	1,000円未満切り上げ
禁	給料等から控除される社会保険料の額	40,000	
		④ 40,000	1,000円未満切り上げ
止	滞納者	100,000	本人分100,000円
	生活保障費	45,000	45,000円*親族数
	計	⑤ 145,000	
額	体面維持費	(11,200)	ただし、⑤の金額の2倍を超えるときはその2倍の金額とする。
	{① - (②+③+④+⑤)} * 20 / 100	⑥ 11,200	
	差押禁止額 ②+③+④+⑤+⑥	⑦ 222,000	1,000円未満切り上げ
	差押可能金額 ① - ⑦ (いちき串木野市へ支払うべき金額)	44,000	1,000円未満切り捨て

※振込(納付)手数料が発生する場合、滞納者負担となりますのでご承知おきください。

※給与の差押禁止・・・国税徴収法第76条第1項、同法施行令第34条

納付(予定)日 令和5年1月31日

賞与等の差押可能額計算書

いちき串木野市役所税務課管理収納係 宛
 電 話 0996-33-5615 (直通)
 F A X 0996-33-3300

作成日

会社名

部署名

担当者

電 話

給与等支給日

区 分			金 額	実際の支給額	摘 要
賞与等の支給額			① 0		1,000円未満切り捨て
国税徴収法第76条第1項第1号から3号に定める差押禁止額	1号	賞与等から差引かれる源泉所得税額	0		1,000円未満切り上げ
	2号	賞与等から差引かれる住民税	0		1,000円未満切り上げ
	3号	賞与等から差引かれる社会保険料等	0		1,000円未満切り上げ
	小計	1号+2号+3号	② 0	0	
賞与等を支払う月分の給料等の支給額			③ 0		1,000円未満切り捨て
国税徴収法第76条第1項第1号から4号に定める差押禁止額	1号	給料等から差引かれる源泉所得税額	0		1,000円未満切り上げ
	2号	給料等から差引かれる住民税	0		1,000円未満切り上げ
	3号	給料等から差引かれる社会保険料等	0		1,000円未満切り上げ
	小計	1号+2号+3号	④ 0	0	
	4号	生活保障費	滞納者 生計を一にする配偶者及び他の親族等 計	100,000 0 ⑤ 100,000	100,000 0 100,000
体面維持費		{①+③-(②+④+⑤)} × 20/100	⑥	ただし、⑤の金額の2倍を超えるときはその2倍の金額とする。	
		{③-(④+⑤)} × 20/100	⑦		
差押金額 (市に払うべき金額)		③-④ ≥ ⑤ のとき、 ① - {② + (⑥ - ⑦)}	⑧	⑧もしくは⑨いずれかが差押金額となる。	
		③-④ < ⑤ のとき、 (①+③) - (②+④+⑤+⑥)	⑨		

※振込(納付)手数料が発生する場合、滞納者負担となりますのでご承知おきください。

※給与の差押禁止・・・国税徴収法第76条第1項、同法施行令第34条

納付(予定)日

賞与等の差押可能額計算書（記入例）

いちき串木野市役所税務課管理収納係 宛
 電 話 0996-33-5615（直通）
 F A X 0996-33-3300

作成日 令和5年6月25日

会社名 株式会社 ○○○
 部署名 人事課
 担当者 串木野 税務
 電 話 ☆☆-□□-△△

賞与等支給日 令和5年6月10日

区 分			金 額	実際の支給額	摘 要
賞与等の支給額			① 500,000	500,000	1,000円未満切り捨て
国税徴収法第76条第1項第1号から3号に定める差押禁止額	1号	賞与等から差引かれる源泉所得税額	30,000	30,000	1,000円未満切り上げ
	2号	賞与等から差引かれる住民税	20,000	20,000	1,000円未満切り上げ
	3号	賞与等から差引かれる社会保険料等	82,000	82,000	1,000円未満切り上げ
	小計	1号+2号+3号	② 132,000	132,000	
賞与等を支払う月分の給料等の支給額			③ 266,000	266,000	1,000円未満切り捨て
国税徴収法第76条第1項第1号から4号に定める差押禁止額	1号	給料等から差引かれる源泉所得税額	15,000	15,000	1,000円未満切り上げ
	2号	給料等から差引かれる住民税	10,000	10,000	1,000円未満切り上げ
	3号	給料等から差引かれる社会保険料等	41,000	41,000	1,000円未満切り上げ
	小計	1号+2号+3号	④ 66,000	66,000	
	4号	生活保障費	滞納者 生計を一にする配偶者及び他の親族等 計	100,000 45,000 ⑤ 145,000	100,000 45,000 145,000
体面維持費			⑥ $\{①+③-(②+④+⑤)\} \times 20/100$	89,600	ただし、⑤の金額の2倍を超えるときはその2倍の金額とする。
			⑦ $\{③-(④+⑤)\} \times 20/100$	16,000	
差押金額 (市に払うべき金額)			⑧ $③-④ \geq ⑤$ のとき、 ① - $\{②+(⑥-⑦)\}$	294,400	⑧もしくは⑨いずれかが差押金額となる。
			⑨ $③-④ < ⑤$ のとき、 $(①+③)-(②+④+⑤+⑥)$		

※振込(納付)手数料が発生する場合、滞納者負担となりますのでご承知おきください。

※給与の差押禁止・・・国税徴収法第76条第1項、同法施行令第34条

納付(予定)日 令和5年6月30日